

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	株木建設株式会社	茨城県水戸市吉沢町311-1	1-000003

### 2. 指名停止措置期間

令和8年4月14日 から 令和8年4月27日まで 2週間

### 3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事

### 4. 事実概要

株木・オカベ・秋山特定建設工事共同企業体は、高萩工事事務所発注の07 県単道改第07-03-973-Z-001号道路改良工事（（仮称）大久保町第1トンネル）の工事現場において、令和8年1月26日、積載形トラッククレーンの荷台からの荷下ろし作業中、トラッククレーンがバランスを崩し横転し、荷台にいた1次下請け作業員1名が重症を負った。

### 5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第1第8号（3）に該当すると認められる。

### 参考

#### ○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) (2) 略 (3) 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。	2週間以上1月以内